

第 5 5 号議案

中野区まちづくり事業住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和元年 6 月 2 5 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

まちづくり事業住宅の使用に係る申込資格等を改めるとともに、弥生町まちづくり住宅を設置する必要がある。

中野区まちづくり事業住宅条例の一部を改正する条例

中野区まちづくり事業住宅条例（平成8年中野区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「転居先の住宅を確保することが困難なもの」を「まちづくり事業の施行により当該従前住宅が除却され、若しくは移築されることに伴い住宅に困窮するもの」に、「完了」を「が完了する」に改める。

第3条の表に次のように加える。

中野区弥生町まちづくり住宅	東京都中野区弥生町三丁目6番12号	3戸
---------------	-------------------	----

第4条第1項中「転居先の住宅を確保することが困難なもの」を「当該まちづくり事業の施行により当該従前住宅が除却され、又は移築されることに伴い住宅に困窮するもの」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「現に同居し、又は」を「単身者であること又は現に同居し、若しくは」に改め、同号ただし書を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「第5号」を「第4号」に、「完了」を「が完了する」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 区長は、前項の規定による使用者の決定に当たり、事業住宅の管理上必要な条件を付することができる。

第7条中「空き家」を「空家」に、「定める者以外の者に」を「規定する者以外の者を使用者として決定し、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による使用者の決定について準用する。

第14条第1項中「、第10条」を削り、同条第3項中「類似」を

「同種」に、「水準等」を「の額」に改める。

第20条中「指定管理者は、」の次に「区長が指定する」を加える。

第22条及び第23条中「事業住宅の」を削り、「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第4号」に、「同条例」を「区営住宅条例」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び第20条の改正規定は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第3号及び第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の中野区まちづくり事業住宅の使用の申込みについて適用し、施行日前の中野区まちづくり事業住宅の使用の申込みについては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の第3条の表に掲げる中野区弥生町まちづくり住宅の使用に係る中野区まちづくり事業住宅条例第5条の規定による使用の申込み、同条例第6条の規定による使用者の決定、同条例第7条の規定による特例による使用者に係る使用の申込み及び使用者の決定、同条例第8条の規定による使用開始手続その他必要な行為は、第3条の改正規定の施行前においても行うことができる。